

令和8年2月8日執行大阪府知事選挙 選挙運動費用収支報告書の要旨の概要

1 提出状況

全候補者3名の提出状況は、次のとおりである。

- ・ 法定期限（令和8年2月23日）内の提出：3人
- ・ 法定期限後の提出：0人

2 収支の状況

- (1) 全ての候補者について、法定支出制限額以内の支出に収まっている。
なお、選挙運動に関する支出金額の制限額は60,500,000円である。
- (2) 候補者別の選挙運動に関する収入及び支出並びに公費負担の状況は、別紙1のとおりである。
また、候補者によっては支出額が収入額を上回る場合があるが、これは、大阪府が公費で負担した額が収入に計上されないためである。
- (3) 前回選挙と比較すると、候補者数は3名減少し、収入総額及び支出総額は前回は下回っている。また、候補者1人当たりの収入平均及び支出平均は前回は下回っている。
(単位：円)

選挙執行年月日 〔報告者数〕	収 入		支 出	
	総 額	平 均	総 額	平 均
R 8 . 2 . 8 〔3〕 (前回との増減額)	20,605,663 (▲32,135,410)	6,868,555 (▲1,921,624)	16,998,072 (▲35,592,860)	5,666,024 (▲3,099,132)
R 5 . 4 . 9 〔6〕	52,741,073	8,790,179	52,590,932	8,765,156

〔関係法令〕

1 提出義務と提出期限 《公職選挙法第189条》

出納責任者は、選挙運動費用収支報告書を選挙の期日から15日以内に提出する義務が課せられている。

また、この報告書提出後に、新たに収支がなされた場合は、その都度7日以内に、あらためて報告書を提出しなければならない。

2 報告書の公表、保存及び閲覧 《公職選挙法第192条》

提出された収支報告書については、その要旨を公表しなければならない。

報告書は、受理した日から3年間保存され、この間はだれでも閲覧を請求できる。

3 選挙運動に関する支出金額の制限額 《公職選挙法第194条》

(1) 大阪府知事選挙

告示日現在における大阪府の選挙人名簿登録者数×7円(人数割額)+2,420万円(固定額)
(※100円未満切上げ)

※ ただし、上記の計算により「人数割額に乗じて得た額」が固定額の1.5倍を超えるときは、当該人数割額に乗じて得た額は固定額の1.5倍とする。

今回の場合は、ただし書の規定により以下のとおりとなる。

支出制限額=2,420万円×1.5+2,420万円=6,050万円

(2) 大阪府議会議員選挙

$$\frac{\text{告示日現在における当該選挙区の選挙人名簿登録者数}}{\text{当該選挙区の議員定数}} \times 83 \text{円} + 390 \text{万円}$$

(※100円未満切上げ)

4 選挙運動に関する支出とみなさなれないもの 《公職選挙法第197条第1項第3号》

公職の候補者が乗用する自動車等のために要した支出は、選挙運動に関する支出とみなされな
いため、収支報告書には計上されていない。